

省令で定める内容についての考え方について

1. 通信方式

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 電子メール 特定の者に対し通信文その他の情報をその使用する通信端末機器（入出力装置を含む。以下同じ。）の映像面に表示されるようにすることにより伝達するための電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）であって、総務省令で定める通信方式を用いるものをいう。

二～五 （略）

〔考え方〕

現行省令のSMTP及びSMSに加え、最近、利用の進んでいるウェブメールサービスを利用した送受信の場合も対象になることを明確化する必要があるのではないかと。

〔参考：現行省令における規定〕

(通信方式)

第一条 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の総務省令で定める通信方式は、次に掲げるものとする。

- 一 シンプルメールトランスファープロトコル
- 二 携帯して使用する通信端末機器に、電話番号を送受信のために用いて通信文その他の情報を伝達する通信方式

2. オプトインの例外

(特定電子メールの送信の制限)

第三条 送信者は、次に掲げる者以外の者に対し、特定電子メールの送信をしてはならない。

- 一 あらかじめ、特定電子メールの送信をするように求める旨又は送信をすることに同意する旨を送信者又は送信委託者（電子メールの送信を委託した者（営利を目的とする団体及び営業を営む場合における個人に限る。）をいう。以下同じ。）に対し通知した者
- 二 前号に掲げるもののほか、総務省令で定めるところにより自己の電子メールアドレスを送信者又は送信委託者に対し通知した者
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該特定電子メールを手段とする広告又は宣伝に係る営業を営む者と取引関係にある者
- 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定めるところにより自己の電子メールアドレスを公表している団体又は個人（個人にあつては、営業を営む者に限る。）

2・3 （略）

〔考え方〕

送信者又は送信委託者に対して明示の同意の通知がない場合でも、社会通念上、受信者に特定電子メールが送信されることが認められうる場合について規定すべきではないか。

第二号の総務省令としては、以下を対象として規定することが考えられるのではないか。

名刺などの書面により自己の電子メールアドレスを通知した場合

以下の場合には、電子メール、ウェブサイトなどの方法により自己の電子メールアドレスを通知した場合も認めるべきではないか。

- ・ 第一号の同意の確認のために電子メールを送信する場合
- ・ いわゆるフリーメールサービスを利用する場合
- ・ 同種の商品の購入、サービスの利用の申し込みのために電子メールアドレスが通知されている場合

第四号の総務省令としては、ウェブサイト上で電子メールアドレスを自ら公表している場合を規定することが考えられるのではないか。この場合、電子メールアドレスの公表と併せて特定電子メールの受信を拒否する旨の表示をしている場合は除くこととすることが適当か。

本省令は、今回の法改正に伴い、新たに規定が必要になるもの。

3. 記録保存の方法

(特定電子メールの送信の制限)

第三条 (略)

2 前項第一号の通知を受けた者は、総務省令で定めるところにより特定電子メールの送信をするように求めがあったこと又は送信をすることに同意があったことを証する記録を保存しなければならない。

3 (略)

[考え方]

同意を証する記録の保存については、オプトイン規制を実施するために必要かつ保存を義務づけられる事業者にとって過度な負担にならずに実施可能なように定められるべきではないか。

総務省令として法令上の義務とする内容としては、

送信をするように求めがあった又は送信をすることに同意があった送信先の電子メールアドレスのリスト(第3条第1項第2号から第4号に規定する者のリストと一体として管理している場合はその一体として管理している電子メールアドレスのリスト)

法の施行後、同意の取得をウェブサイトから行う場合には、当該同意の取得に際して示すウェブサイトの画面構成、書面で行う場合は、当該同意の取得に際し示す書面の書式、電子メールの送信と返信により行う場合は、当該同意の取得に際し示す電子メールの内容

としてはどうか。

保存期間については、当該同意に基づく特定電子メールの送信が行われる間は保存するということが原則になると考えられる一方、実効性や事業者にとっての負担を考慮して、何らかの期間を定めることも考えられるが、この点をどのように考えるべきか。

事業承継等により、同意の通知を受けた送信者又は送信委託者とは異なる者が送信者又は送信委託者となる場合には、受信者へのその旨の通知の内容・文面

本省令は、今回の法改正に伴い、新たに規定が必要になるもの。

4. オプトインの後のオプトアウト

(特定電子メールの送信の制限)

第三条 (略)

2 (略)

3 送信者は、第一項各号に掲げる者から⁽¹⁾総務省令で定めるところにより特定電子メールの送信をしないように求める旨(一定の事項に係る特定電子メールの送信をしないように求める場合にあつては、その旨)の通知を受けたとき(送信委託者がその通知を受けたときを含む。)は、その通知に示された意思に反して、特定電子メールの送信をしてはならない。ただし、電子メールの受信をする者の意思に基づき広告又は宣伝以外の行為を主たる目的として送信される電子メールにおいて、広告又は宣伝が付随的に行われる場合その他これに類する場合として⁽²⁾総務省令で定める場合は、この限りでない。

〔考え方〕

(1)オプトアウトの通知の方法については、現行のオプトアウトの規定の場合と同様に方法を限定しないことでのよいのではないか。

〔参考：現行省令における規定〕

(特定電子メールの送信をしないように求める旨の通知の方法)

第四条 法第四条の規定による特定電子メールの送信をしないように求める旨(一定の事項に係る特定電子メールの送信のみをしないように求める場合にあつてはその旨、特定電子メールの送信を一定の期間しないように求める場合にあつてはその旨及びその期間)の通知は、特定電子メールの受信に係る電子メールアドレスを明らかにして、電子メールその他適宜の方法によって行うものとする。

(2)オプトアウトの例外とする場合については、

取引に伴う料金請求等やサービス内容の変更のための事務連絡等の電子メールに付随的に広告・宣伝が含まれる場合

いわゆるフリーメールサービス

が含まれることが適当ではないか。

本省令は、今回の法改正に伴い、新たに規定が必要になるもの。

5. 表示義務

(表示義務)

第四条 送信者は、特定電子メールの送信に当たっては、⁽¹⁾総務省令で定めるところにより、その受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に次の事項（前条第三項の総務省令で定める場合においては、第二号に掲げる事項を除く。）が正しく表示されるようにしなければならない。

- 一 当該送信者（当該電子メールの送信につき送信委託者がいる場合は、当該送信者又は当該送信委託者のうち当該送信に責任を有する者）の氏名又は名称
- 二 前条第三項の通知を受けるための電子メールアドレス又は電気通信設備（電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）を識別するための文字、番号、記号その他の符号であって⁽²⁾総務省令で定めるもの
- 三 その他⁽³⁾総務省令で定める事項

[考え方]

表示の方法等(1)に関しては、電子メールの中の任意の場所に表示することによいか。また、リンク先に表示することは原則認められないとすることによいか。

[参考：現行省令における規定]

(表示の方法等)

第二条 特定電子メールの送信者は、次の各号に掲げる事項がそれぞれ当該各号に定める場所に表示されるようにしなければならない。

- 一 法第三条第一号に掲げる事項 当該特定電子メールに係る表題部の最前部(前条第二号に掲げる通信方式を用いるものであって表題部が存在しないものにあつては、通信文より前の部分の最前部)
 - 二 法第三条第二号に掲げる事項(当該特定電子メールの送信者の氏名又は名称に限る。) 同条第三号に掲げる事項及び同条第四号に掲げる事項(次条第一号に掲げる事項に限る。) 当該特定電子メールに係る通信文より前
 - 三 法第三条第二号に掲げる事項(当該特定電子メールの送信者の住所に限る。) 及び同条第四号に掲げる事項(前条第一号に掲げる通信方式を用いる特定電子メールに係る次条第二号に掲げる事項に限る。) 任意の場所(当該事項を当該特定電子メールに係る場所以外の場所に表示されるようにするときは、その場所を示す情報を当該特定電子メールに係る任意の場所に表示されるようにしなければならない。)
 - 四 法第三条第四号に掲げる事項(前条第二号に掲げる通信方式を用いる特定電子メールに係る次条第二号に掲げる事項に限る。) 当該特定電子メールに係る送信者の電話番号の表示部
- 2 法第三条第一号に掲げる事項の表示は、「未承諾広告」とする。
 - 3 第一項第一号から第三号までに掲げる事項(同項第三号に掲げる事項については、

当該特定電子メールに係る任意の場所に表示されるようにするときに限る。)は、通信文で用いられるものと同一の文字コードを用いて符号化することにより表示されるようにしなければならない。ただし、特定電子メールの送信に必要な範囲において、他の符号化方法により重ねて符号化したものは、重ねて符号化する前の文字コードを用いて符号化しているものとみなす。

4 送信者は、第一項第二号に掲げる事項の表示の直前に、「送信者」と表示されるようにしなければならない。

オプトアウトの通知を受けるための電気通信設備を識別するための文字、番号、記号その他の符号(2)としては、URLとすることが適当であり、その場合、利用者が容易に解除を行える画面にたどりつけるようになっていることを条件とすることが必要ではないか。

携帯電話あてに送信されるものについては、携帯電話の特徴等を勘案し、電話番号による記載でもよいこととしてもよいか。

本省令は、今回の法改正に伴い、新たに規定が必要になるもの。

総務省令で定める表示事項(3)としては、オプトアウトの通知をできる旨の記載、住所、電話番号、受信者に対し、同意の通知を受けるにあたって氏名・名称を示した者が電子メールの送信にあたって表示された氏名・名称の者とは異なる場合には、当該同意の通知を受けた者の氏名又は名称、とし、URLのリンク先に記載することも認めることとしてはどうか。

合併・事業承継等があったときは一定の期間その旨を記載することとする必要があるか。

携帯電話あてに送信されるものについて、上記～の表示義務を課さなくてもよい場合はあるか。

今回の法改正により海外発国内着の広告・宣伝メールも特定電子メール法の対象となることが明確化されるが、海外発の場合に条件を変える必要がある部分はあるか。

〔参考：現行省令における規定〕

（その他の表示を要する事項）

第三条 法第三条第四号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 次条に定める方法により、特定電子メールの送信をしないように求める旨の通知を、法第三条第三号に掲げる電子メールアドレスあてに行うことができる旨
- 二 特定電子メールの送信者の電話番号(第一条第二号に掲げる通信方式を用いる特定電子メールにあつては、当該特定電子メールの送信に用いたもの)